

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護の実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千歳市は、生活保護の実施等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

生活保護の実施等に関する事務では、事務の一部を外部業者へ委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約約款に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

北海道千歳市長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の実施等に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①保護の実施に関する事務②保護の開始及び変更申請の受理、審査又は応答に関する事務③職権による保護の開始及び変更に関する事務④保護の停止又は廃止に関する事務⑤就労自立給付金に関する事務⑥進学・就職準備給付金に関する事務⑦保護に要する費用の返還に関する事務⑧徴収金の徴収に関する事務⑨医療扶助のオンライン資格確認に関する事務⑩生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務⑪被保護者健康管理支援事業⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務⑬医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務⑭医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 <p>※上記⑫～⑭の事務は社会保険診療報酬支払基金に委託</p>
③システムの名称	生活保護システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末(オンライン資格確認システム)、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表の23の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none">・第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 番号法 別表の23の項 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第1条第1号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49 53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158 161、167、168、169、170、171及び172の項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 番号法 別表の23の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>保健福祉部保護課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>保護課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p> </p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>総務部総務課情報公関係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>保健福祉部保護課保護1・2・3係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p> </p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けた上で、その真正性の確認を行う等により「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。また、宛名番号登録時は複数職員による確認を徹底しており、対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: left;"><選択肢></div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	千歳市情報セキュリティ対策基準及び特手個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏洩、滅失、既存を防ぐための物理的安全管理装置、記述的安全管理装置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・既存が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、業務システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証により限定しており、特定個人情報を含む書類は、施錠可能な書棚等に保管することを徹底している。以上より、対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1. ②.2特定個人情報ファイルを使用する事務の内容	①受給資格者の管理、②生活保護費の支給決定及び決定通知書の作成、③医療券、介護券、施術券、治療材料券の作成、④検診命令書の作成、⑤医療要否意見書の作成	①受給資格者の管理、②生活保護費の支給決定及び決定通知書の作成、③医療券、介護券、施術券、治療材料券の作成、④検診命令書の作成、⑤医療要否意見書の作成、⑥受給証明書の発行	事後	
平成29年4月1日	I-4. ②【情報提供】2	第8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条.	第8,9,11,12,17,19,20,21,22,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2.59の3条.	事後	
平成29年4月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 情報関連 5 ②所属長の役職名	福祉課長 小田 誠	福祉課長	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I Vリスク対策	なし	「I Vリスク対策」に記載のとおり	事後	
令和2年5月18日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年5月18日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月17日	1. ②	<p>1 事務の概要 生活保護法の規定に基づき、被保護者に対して、保護金品等の支給を行っている。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <p>①受給資格者の管理 ②生活保護費の支給決定及び支払及び決定通知書の作成 ③医療券、介護券、施術券、治療材料券等の作成 ④検診命令書の作成 ⑤医療要否意見書の作成 ⑥受給証明書の発行</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による保護の措置(以下「保護」という。)に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始及び変更申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金に関する事務 ⑥進学・就職準備給付金に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務 ⑨医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 ⑩生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪被保護者健康管理支援事業 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑭医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ※上記⑫～⑭の事務は社会保険診療報酬支払基金に委託</p>	事後	
令和8年2月17日	1. ③	生活保護システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	生活保護システム、共通宛名システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末(オンライン資格確認システム)、医療保険者等向け中間サーバー等		追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月17日	3.	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一 15の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15条 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の23の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第15条 		様式変更に伴う変更追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月17日	4. ②	<p>【情報提供】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、53、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の3条 <p>【情報照会】</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条第7号 ・別表第二 26の項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第19条 	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 番号法 別表の23の項 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令第1条第1号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49 53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158 161、167、168、169、170、171及び172の項</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>番号法第19条第8号 番号法 別表の23の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161及び162の項</p>	事後	様式変更に伴う変更追加
令和8年2月17日	5. ②	保健福祉部福祉課	保健福祉部保護課	事後	組織改正に伴う変更
令和8年2月17日	5. ②	福祉課長	保護課長	事後	組織改正に伴う変更
令和8年2月17日	8	保健福祉部保護課保護1・2係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)	保健福祉部保護課保護1・2・3係 千歳市東雲町2丁目34番地 電話0123-24-3131(代表)	事後	組織改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月17日	IV8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		申請者からマイナンバーの提供を受けた上で、その真正性の確認を行う等により「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。また、宛名番号登録時は複数職員による確認を徹底しており、対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う変更追加
令和8年2月17日	IV11 最も優先度が高いと考えられる対策		1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う変更追加
令和8年2月17日	IV11 当該対策は十分か【再掲】判断の根拠		千歳市情報セキュリティ対策基準及び特手個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏洩、滅失、既存を防ぐための物理的安全管理装置、記述的安全管理装置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・既存が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、業務システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証により限定しており、特定個人情報を含む書類は、施錠可能な書棚等に保管することを徹底している。以上より、対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴う変更追加